

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(事務本部の所掌事務等)</p> <p>第 1 1 条 事務本部に置く課、オフィス及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務本部の所掌事務等)</p> <p>第 1 1 条 事務本部に置く課、オフィス及び室並びに部に置く掛その他の内部組織における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</p> <p>附 則 (令和 6 年達示第 4 1 号)</p> <p>この規程は、令和 6 年 5 月 2 7 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。</p>